令和4年 第2回農業委員会総会

1 日 時 令和4年2月24日(木) 午前10時00分~午前10時22分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員

(農業委員)

議 席 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 靜夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	8	田中博幸
3	東田保夫	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
4	丸小 操	7	島原 順二

5 出席職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和4年第2回農業委員会総会日程

- 1 日 時 令和4年2月24日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内容
日程第1	議案第3号	非農地証明の申請について
日程第2	報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農 地転用届出の専決処理について
日程第3	報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農 地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号) 第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第2回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席ください。

会長挨拶

本日はお忙しい中、また、寒い中総会に出席していただきありがとうございます。 着座にて進行をさせていただきます。

会 長

本日の出席委員11名中9名で定足数に達しておりますので、これより、令和4年第2回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、8番田中博幸委員、9番橋村實男委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。これより、日程第1議案第3号「非農地証明の申請について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは議案第3号「非農地証明の申請について」ご説明いたします。議案書は ページ、地図は3ページをご覧ください。所在は、大竹市黒川一丁目○○番○○、登 記地目は宅地、現況は雑木林、面積は928.74㎡の土地です。申請人は、大阪市 中央区北浜二丁目の亡〇〇〇〇相続財産管理人弁護士〇〇〇〇さんです。平成19年 に○○○○さんの死亡により、○○○○さんに相続されていましたが、登記手続きは されていませんでした。この土地は、○○さんの後妻である○○さんによって営農届 が提出され、畑として農地台帳に掲載されていました。令和2年2月に〇〇〇〇さん も亡くなり、相続人が存在しなかったことから土地の所有は亡○○○○相続財産とな り、所有者でない営農者が令和3年6月に亡くなり、相続財産管理人から、当該土地 が農地でないことの証明の申請があったものです。申請理由は農地法の適用を受けず に換価等の処分を行うためです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラ インに沿って検討すると、今回の申請地は、登記地目が宅地のままであっても現況調 査の結果、畑、農地と判断されたことから、農地台帳に掲載されたものです。調査に おいて農地と判断された土地に対し非農地証明の申請がされたものについては、この ガイドラインにより非農地証明の対象にできるとされており、この申請は、証明に該 当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長

続きまして、本件について委員の説明を求めます。8番田中委員お願いいしたします。

田中委員

2月15日に事務局川本さんと東田さんと現地調査をしました。昔は何か植えていたとみられるが、現況は木が生い茂っていて農地にはならないです。

수 토

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。3番東田委員お願いいた

します。

東田委員

いま言った通りで、1メートル以上の雑木が茂っていて、農地ではないのは間違いないです。

会 長

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

非農地であることには相違ないですが、非農地証明というのは、本来長年放置して20年、30年が経過した土地が実態に基づいて証明を出して認めるような制度だと思います。放置されている事実はあるが、数年前まで農地の状況が出ているのに非農地証明を出してよいのか。

それから、元々宅地であった土地を農地として市民税務課が判断して、農業委員会で 非農地証明するのが疑問である。市民税務課が現況判断しているので、市民税務課が 現況変更すればよいのではないですか。

事務局 (川本)

営農計画書が数年前まで提出があった件ですが、現状数年前まで耕作していた状況ではないので、実際はもっと前から営農はしていないと思われる。市民税務課も現地確認をしているが、地権者が不利になることは慎重な手続きが必要みたいであります。農作者がいなくなったので、今回は非農地証明を出さざる得ないと考えています。ガイドラインからすると本人から申し出があった場合は、非農地かの判断をすることになっているので問題はないと考えています。

会 長

他に質疑及び意見はありますか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第2報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局(川本)

それでは、報告第2号について事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は5ページ,地図は6ページをご覧ください。届出人は大竹市本町一丁目の000さんです。届出地は,本町一丁目00番00、登記地目は宅地、現況が畑で、面積は計416.8㎡です。転用目的は,届出人が当該土地を

駐車場として整備、利用するためです。周囲は住宅と道路に囲まれており、地区担当 委員さんからも、周辺に農地がないことから、影響はないというご意見をいただいて おります。1月14日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位 2 について、議案書は 4 ページ,地図は 6 ページから 7 ページをご覧ください。届出人は大竹市東栄一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は,東栄一丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況が休耕で、面積は計 2 7 5 ㎡です。 1 月 1 7 日に〇〇番〇〇を分筆し面積が 2 9 4 ㎡から 2 7 5 ㎡に減少しています。なお、6 ページの地番図は、同番号が分筆前の図面で、そのうち分筆した〇〇番〇〇を点線で記載しています。分筆後の測量図は 7 ページです。転用目的は,届出人が当該土地に自己用の住宅 1 棟を建築するためです。届出人の現在の住居の目の前で、南側は県営住宅敷地となっています。地区担当委員さんからも,周辺に農地がないことから、影響はないというご意見をいただいております。 1 月 1 7 日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。続きまして、日程第3報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは、報告第3号について事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は8ページ、地図は11ページ、12ページをご覧ください。譲受人は、大竹市新町三丁目〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市新町三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、新町三丁目〇〇番〇〇、面積は115㎡、登記地目は畑、現況は休耕です。1月17日に〇〇番〇〇から分筆申請されました。なお、10ページの地番図は同番号が分筆前の図面で、そのうち点線で分筆を記載しています。分筆後の測量図は11ページです。現況は、果樹が数本植えられています。転用目的は資材置場です。川土手の南側はかなりの高さがあり、進入路がないのですが、譲受人である藤本商事とは地続きとなり問題はないようです。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。1月17日にこの届出を受理しております。

順位2について、議案書は9ページ、地図は13ページをご覧ください。譲受人は、大竹市油見一丁目○○法人○○理事長○○○○さん、譲渡人は3名で、山口県周南市大字小畑の○○○さんが四分の2、大竹市港町一丁目の○○○○さんが四分の1、埼玉県川越市大字寺尾の○○○○さんが四分の1です。届出地は油見一丁目○○番○○、登記地目は田、現況は休耕で、面積は6.46㎡です。転用目的は、○○のグラウンドとするためです。申請地は、西側の○○番○○と東側の○○番○○との間で、

農地のまま残った土地で、今回○○番○○等の土地と一体として○○の園庭として整備するものです。地区担当委員さんから、住宅と道路に囲まれており、周辺に農地はないので転用に支障はないとのご意見を頂いております。1月17日にこの届出を受理しております。

引き続き、順位4についてご報告いたします。議案書は10ページ、地図は15ページをご覧ください。譲受人は大竹市元町一丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市本町一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は新町三丁目〇〇番〇〇、地目は宅地、現況は畑として農地台帳に載っており農地法が適用されます。面積は241.2㎡で、転用目的は宅地です。申請地は小瀬川に近い住宅地の中で、近隣では申請地と隣地だけが畑になっています。住宅を建築するということで、転用の届出がありました。地区担当委員さんから本来は宅地であり、周囲は住宅街で転用により近隣の農地へ支障を及ぼすことはない、というご意見を頂いております。2月4日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。 質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

異議なしと認めます。よって案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第2回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。